



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032

東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST

TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

結婚して20年 ⇒贈与税の配偶者控除が受けられます

税法には、配偶者に対する優遇措置がいくつかありますが、その中のひとつが、「贈与税の配偶者控除」です。この規定は、婚姻期間が20年以上の配偶者へ、居住用不動産又はその購入資金を贈与した場合に、贈与税の基礎控除110万円に加え、2000万円までが控除できるというものです。敷地だけ、家屋だけ、またはその一部の贈与も可能です。

中小企業の経営者の方においては、借入時の連帯保証等、責任も重く、「何かの時には家族に、家だけは残してあげたい」と思われている方も多いのではないのでしょうか。

また、消費税増税の陰に隠れて、マスコミにあまり大きく取り上げられておりませんが、「社会保障と税の一体改革」には、相続税法の一部改正が含まれています。この改正の中には、遺産にかかる基礎控除の引下げがあり、一定規模の土地を所有されている方は、ご自宅の評価額が相続税の基礎控除を上回る可能性があります。相続税は、遺産の評価額が基礎控除額を超える場合には、相続税の配偶者控除や小規模宅地等の特例といった制度により、納税が生じないようなときも、これらの制度の適用を受けるための申告が必要となります。

以上のようなケースには、自宅の一部もしくは全部を配偶者に贈与することも、選択肢の一つです。

7月2日には、国税庁のホームページから平成24年の路線価を閲覧することができます。土地の評価額を厳密に算出する場合には、その土地の形状等により様々な補正を加える必要があり複雑ですが、大まかには「路線価×地積(m²)」で算出することができます。この機会に自宅の土地の評価額が相続税・贈与税を計算する上で如何ほどのものか、算出されてみてはいかがでしょうか。

(注) 贈与税の配偶者控除の規定は、贈与税の期限内申告を要件に一定の書類を添付して申告することにより適用が受けられます。

シンガポールが熱い理由

日本は安全で食物もおいしく、本当に住みやすくて良い国…海外を何度か訪れた後つくづく感じたものです。しかし、一向に出口の見えない不況、頼りない政府、そして働けど働けど持っていられる高い税金、と嫌気が差してしまう点があるのも事実。ふと、もっと住みやすく、働きやすい国はないものかと考えた時、まず頭に浮かぶのは、現在注目集めているシンガポールではないでしょうか。

他のアジア諸国に比べ政情が安定し治安も良く、ビジネスインフラが整備され、英語が通じ、親日家が多く非常にビジネスがやりやすい環境だといえます。そして何より魅力的なのは17%という低税率！重税にあえぐ日本企業が最近こぞって進出するのもうなずけます。

低税率のほかにも企業を誘致するための様々な制度が設けられています。例えば、すべての会社及び外国会社の支店に適用される部分免税制度、新たに設立された会社に対する一定額の免税措置、政府に認定された特定の適格活動を行う会社に対する軽減税率の適用、などなど。

日本の税法と大きく異なる点の一つに、法人税の賦課課税制度があります。ご存知のとおり、日本においては納税者自ら税額を計算し申告を行うといった申告納税制度が採用されていますが、シンガポールでは納税者が提出した書類をもとに税務当局が税額を決定します。決定に至るまでには何度か書類のやり取りがあり、最終的に税額が決定するまでにはかなりの時間を要します。当局のお墨付きの税額なので、税務調査がほとんど無いというのはうらやましい限りです。

ただ、不正を行った場合のペナルティーは日本に比べて非常に厳しいものになっています。悪質な脱税を行った場合には過少額の400%の加算税、さらに罰金、禁錮も課されることとなります。

アジアの中では比較的物価が高いのが難点ですが、居住、ビジネスの拠点としてはなかなか良い環境ではないでしょうか。

もっと深く知りたい、と興味をお持ちの方は今夏開催される弊社のセミナーへお越しください！